

工事請負変更契約書作成要領

1. 変更請負金額について

- ・ 金額の増減の別は適宜修正
- ・ 金額増減なし（0変更）の場合は表記の必要なし

2. 契約保証金について

請負代金を変更した場合は、必ず次のとおり契約保証金に関する記載を行う。

※ 当初契約の保証の選択によって記入方法が異なる

当初契約の保証

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 有価証券等
- ・ 銀行又は金融機関等の保証
(西日本建設業保証も含む)

変更契約書の記入方法

- ◎ 金額変更なしの場合は「**変更¥0. -**」と記載
- ・ 金額変更ありの場合は変更増減額を記載する

- ・ 公共工事履行保証証券
- ・ 履行保証保険契約

- ◎ 「**免除**」と記載

[補足] 以下の場合のみ、保証金額の変更を行う

① 請負金額の増額変更の場合で、契約保証金額が変更契約後の請負金額の5%以下になるとき(当初契約金額の2倍を超える場合)は、契約保証金額を変更契約後の請負金額の10%以上に増額変更するものとする。

② 請負代金の減額変更の場合で、受注者が契約保証金額を変更契約後の請負金額の10%に保たれる範囲で減額変更をすることができる。

3. 契約保証内容の変更手続きが必要な場合

- ・ **工期の変更がある場合**
(保証期間および保証債務履行請求期限の変更が必要)
- ・ 保証金額の変更が必要な場合

4. 変更契約事項は必要な事項のみを(イ)(ロ)(ハ)順に記載する。

5. 解体工事に関する費用等の変更がある場合は、別紙を添付すること。

6. 国債の出来高達成期限の延期の場合は、「完成期限〇〇日延長」を「平成〇〇年度出来高達成期限」と書き替える。

7. 「本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上」の空白部分には通常「2」を記入するが、受注者がJVの場合は、契約当事者の数を記入する。また、受注者の欄にはJV全構成員の連名とする。

8. 第1回変更契約のときは、「原請負契約書及び第 回変更契約書」の空白部分に横棒を記入する。第2回以降の変更のときは、「1回」「1, 2回」(以下同じ要領)と記入する。